



住居表示制度について 昭和27年5月1日及びその関係する法律等により  
 現在の区域に於ける町名番地を撤廃しに努めることになりました。  
 この法律に之の定められた新しい住所のあり方は、いままでの番地と  
 同いようで、「街区番号」と「住居番号」を以ておこなわれます。  
 そこで「街区番号」とは、いままでの番地にかわり、一定の区域を  
 示すので、町内区域内外道路、鉄道、川など、いくつかのブ  
 ヲクは区別し、その一つのブククにつけた番号です。  
 また、「住居番号」とは街区番号のブクク内にある、特定の住  
 居の出入り口をもとにつけた番号のことになります。  
 したがって、新しい住所のあり方は、「街区番号」及び「住居  
 番号」の二つで表わされます。



凡 例	
—	新 町 界
—	街 区 界
○	街 区 行 号
●	住 居 番 号
—	道 路 又 は 通 路